

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

記録の保存・管理

規範項目42

必須・重要・推奨

安

## 農産物の取引に関する記録の作成・保存

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(以下「米トレーサビリティ法」)により、米やその加工品については取引等の記録の作成・保存が義務付けられました。

また、その他の農産物についても、食品衛生法において、生産から小売に至る各段階に関わる事業者に対し、記録の作成と保存を求めています。

### 取組事項

- ・ 農産物の取引について、品名や数量、取引先名などの記録を作成する。
- ・ 作成した記録については、販売後、米穀(飼料用米などの用途限定米穀を含む)は3年間、その他の農産物は、流通実態(消費期限や賞味期限)に応じた合理的な期間、保存する。

米トレーサビリティ法や食品衛生法により、問題発生時に備え、農産物がどこから来てどこへ行ったのかわかるようにしておくことが求められています。

農業者にとって、これら記録の作成・保存は、販売促進面だけでなく、産地偽装や食中毒などの食品事故が生じた際の自己防衛のためにも大変重要です。

#### 【米トレーサビリティ法関係】

米穀(もみ、玄米、精米、碎米)、米粉、米飯類(各種弁当、米飯を調理したもの、包装米飯(冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む))、米加工品(もち、だんご、米菓、清酒)などの米・米加工品については、米トレーサビリティ法により、次の事項に係る記録の作成・保存が義務付けられています。

- ① 品名、② 産地、③ 数量、④ 年月日、⑤ 取引先名、⑥ 搬出入した場所
- ⑦ 用途を限定する場合にはその用途等

なお、記録は3年間保存する必要があります。ただし、消費期限が付された商品については3か月、賞味期限が3年を超える商品については5年の保存が必要となります。

#### 【食品衛生法関係】

全ての農産物(米穀も含め)においても、食品衛生法に基づき、次の事項について、可能な限り記録し、一定の期間保存することとされています。

- ① 生産品の品名、② 生産物の出荷又は販売先の名称及び所在地
- ③ 出荷又は販売年月日、④ 出荷量又は販売量(出荷又は販売先毎、1回又は1日毎)
- ⑤ 微生物や残留農薬等の検査(食品衛生法第11条規格基準への適合に係るもの)を行った場合はその記録

なお、記録方法については、農業者が行いやすいように工夫することも可能です。このため、記録事項の確認が可能な書類であれば、電子媒体や、実際の取引で取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、求められる事項が記載されていれば、それを保存しておくことなどでも対応が可能です。

保存期間の検討にあたっては、農作物の流通実態(消費期限又は賞味期限)に応じて合理的な期間となるように設定することが基本です。



## 取引等の記録の作成・保存の義務が発生します。<平成22年10月1日施行>

### ✓ 伝票等についての確認事項

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の作成・保存の義務を果たしたことになります。

#### ✓ 対象品目の確認(米トレーサビリティ制度の対象品目は以下の品目です。)

- 玄米、精米、種もみ
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- ご飯、炊き込みごはん、おにぎり
- もち、だんご、米菓 等

#### ✓ 伝票の内容の確認

- 品名 (通常用いている名称)
- 産地(注) (「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等)
- 数量 (通常用いている単位)
- 年月日 (搬出入した日 [困難な場合は、受発注日等])
- 取引先名 (取引先の氏名又は名称)
- 搬出入した場所 (その場所が特定できるような名称及び所在地)
- 用途 (用途が限定されている場合、その用途)



**生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、伝票等を保存していなかった場合には… 罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。**

出典:農林水産省 米トレーサビリティ法 事業者別パンフレット(生産者の皆様へ)

### ■取引等の際における記録の仕方

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)について、下記にあげる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

お客様コード 0000000

〒0000-0000  
東京都〇〇区〇〇-〇〇

株式会社 〇〇〇〇〇〇 様  
TEL:03-0000-0000 FAX:03-0000-0000  
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXX	〇〇県産 コシヒカリ (10kg)	4	xxxx	xxxxx
2	BXXXXX	〇〇県産 ほうれんそう M	10	xxx	xxxxx
3	CXXXXX	〇〇県産 長ネギ AM	5	xxx	xxxxx
4	DXXXXX	〇〇県産 ミノトマト M	10	xxx	xxxxx
5	EXXXXX	〇〇県産 レタス LL	20	xxx	xxxxx
備考		計 合計 消費税等 総合計 納品重量計			xxxxxx xxxxxx xxxxx xxxxxxx xx

指図 No.

売上 伝票 No.000000000

受注日 〇〇年〇〇月〇〇日 納品日 〇〇年〇〇月〇〇日  
指図日 〇〇年〇〇月〇〇日 納品先

〇〇〇株式会社 〇〇本社  
〒0000-0000 担当者 ××××  
東京都〇〇区〇〇-〇〇 TEL: 03-0000-0000  
FAX: 03-0000-0000

書面、電子媒体のいずれでも可能です。また、納品書に限らず、仕様書、規格書等(これらの組み合わせを含む)でも可能です。

年月日: 搬入・搬出した日 (困難な場合は、受発注日等でも可。)

搬出入した場所 (取引先住所と異なる場合に記載。)

取引先の名称又は氏名

数量: 取引において通常用いている単位

品名: 取引において通常用いている名称

産地: 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載(上記(注2)を参照。)

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。

出典:農林水産省HP

### ■米トレーサビリティ法の概要

・農林水産省HP

([http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome\\_toresa/index.html](http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html))

### 【根拠法令等】

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成21年法律第26号)
- 食品衛生法 (昭和22年法律第233号)
- 食品衛生法第1条の3第2項の規定に基づく食品等事業者の記録の作成及び保存について (平成15年度厚生労働省通知)